総社市告示第２２号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱（平成２４年総社市告示第１０４号）の一部を次のように改正する。

平成３０年３月２２日

総社市長　片　岡　聡　一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には，当該移動条を当該移動後条とし，移動後条に対応する移動条が存在しない場合には，当該移動後条を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（認定の取消し） 第１１条　略 （軽微な変更の証明に関する事項） 第１２条　省令第４６条の２の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は，軽微変更該当証明申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。 ２　前項の申請に添付する図書は，省令第４５条の規定を準用する。 ３　市長は，第１項の申請に対し軽微な変更に該当していることを証する書面を交付するときは，軽微変更該当証明書に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。 ４　軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は，軽微変更該当証明申請取下げ届を市長に届け出なければならない。 （その他） 第１３条　略	（認定の取消し） 第１１条　略 （その他） 第１２条　略

附　則

この告示は，公布の日から施行する。